平成２３年（フ）第２６号
沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場83番地　比嘉ＡＰ　Ｄ号
債務者　川満　和夫
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第５２号
静岡県藤枝市旭が丘４番１号
債務者　村松　正浩
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９号
静岡県磐田市岡1009番地５　レオパレスＳＯＮＯ―104号室
債務者　泉山　満之
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７９号
静岡県浜松市中区上島１丁目５番33号
債務者　那須　文男
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２５０８号
東京都小平市小川東町1834―９
債務者　布田千鶴子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１１８９６号
東京都文京区大塚６丁目37―７―408
破産者　森本　幸平
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７４３１号
埼玉県三郷市戸ケ崎４丁目29番地
破産者　株式会社エコー電化
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７４３２号
埼玉県三郷市戸ケ崎４丁目55
破産者　安原　久男
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９０６号
東京都大田区西蒲田４丁目25―７―201
破産者　吉野　章治
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８７１号
東京都中央区日本橋浜町２丁目60番３号　グローリー日本橋302号
破産者　有限会社キンリンコンサル
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２４５号
神奈川県横浜市都筑区荏田東４丁目32―14一磨テラスＣＩ
破産者　横川　信一
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３７３６号
東京都港区六本木６丁目８番10号　ＳＴＥＰ六本木ビルＷＥＳＴ
破産者　プティキャトルズ株式会社
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４８７８号
東京都国分寺市新町１丁目12―14―105
破産者　夏山興吉こと　曺　　興鎔
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４０２号
東京都墨田区立花５丁目23―３
破産者　井上　武人
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９９９号
東京都荒川区荒川１丁目47―７―1306
破産者　岡田　　稔
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６０９号
東京都北区滝野川７丁目31番５―201号
破産者　有限会社千眞タイル
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７１５０号
東京都西東京市保谷町３丁目１―６―205
破産者　本庄多津子（旧姓山北）
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３６７号
東京都杉並区成田東５丁目35―１―101
破産者　曽根　　厚
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部